

和光市内で開発行為等をご検討されている皆様へ（お知らせ）

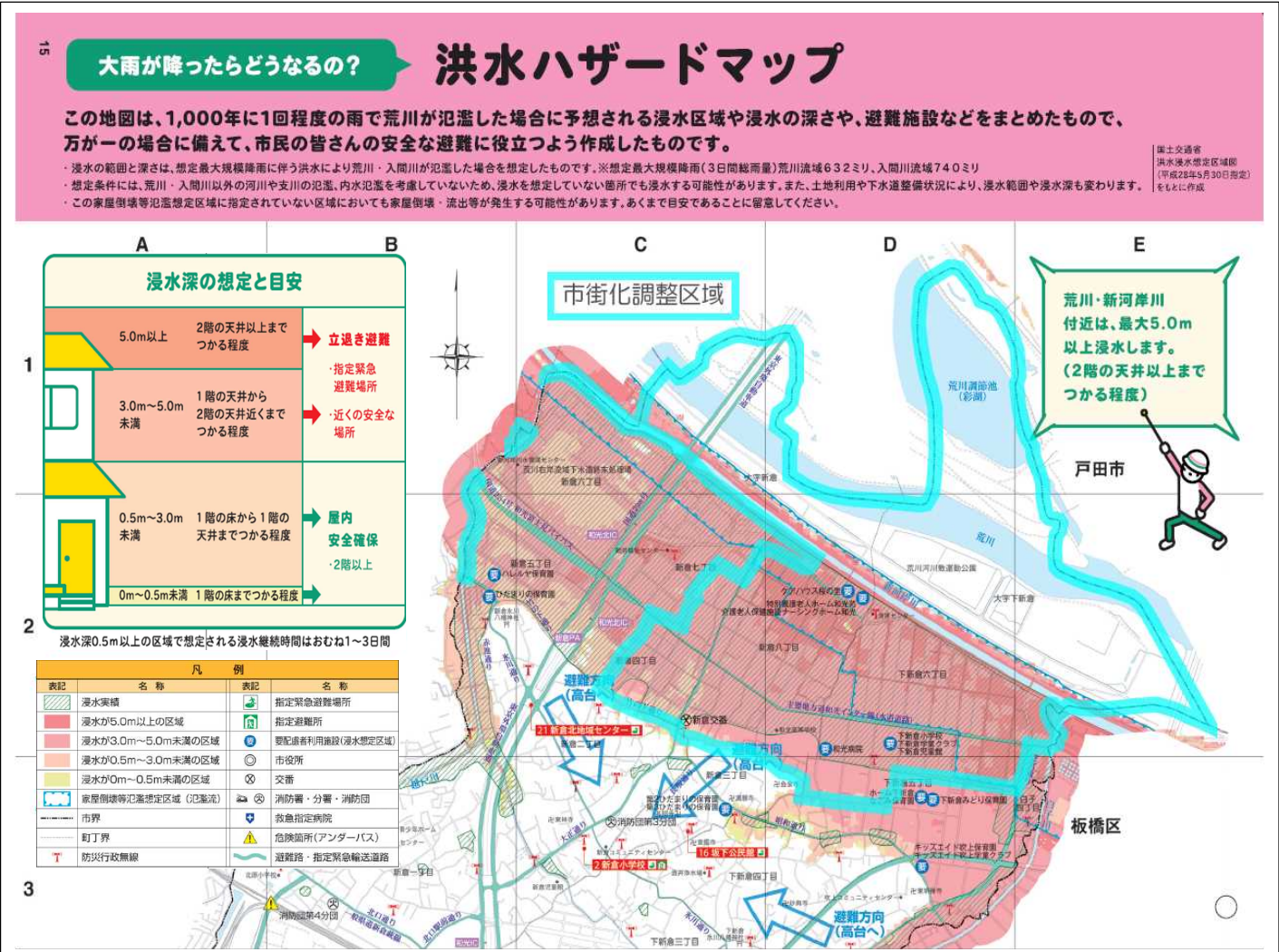
令和4年4月1日から改正都市計画法が施行されます。これに伴い、和光市では、以下のとおり審査基準を見直しますのでお知らせいたします。

都市計画法の改正に伴う開発許可制度の見直しについて

◎令和4年4月1日以降に、下図の市街化調整区域内の浸水想定区域で開発行為等を行う場合は、以下の安全対策が必要になります。

1. 床面の高さが想定浸水深以上となる居室の設置
2. 避難行動計画の策定

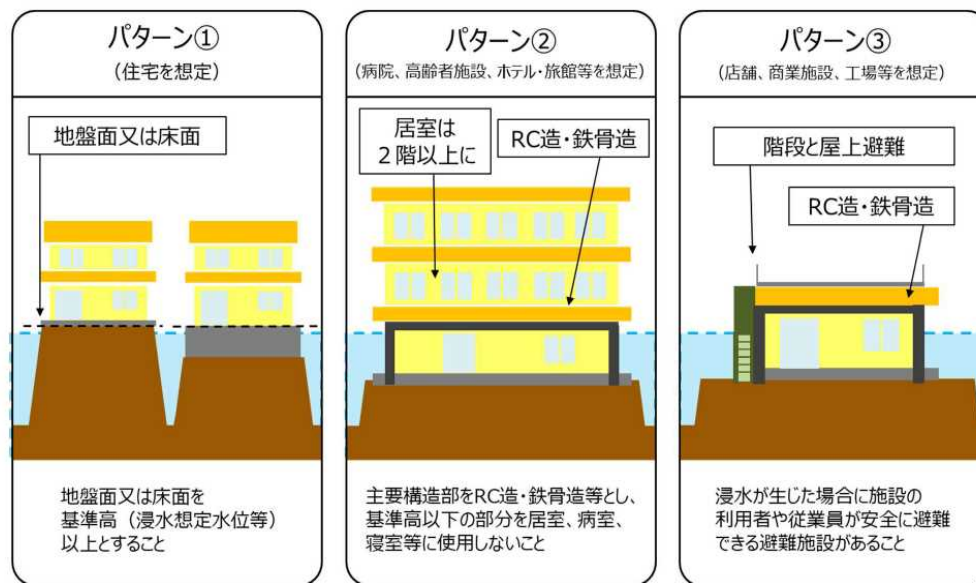
市街化調整区域と浸水想定区域



※ 災害レッドゾーン(災害危険区域・地すべり防止区域・土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・浸水被害防止区域)における開発行為等(自己居住用の住宅を除く)については、市街化調整区域を問わず、原則禁止となります。

1.床面の高さが想定浸水深以上となる居室の設置

浸水ハザードエリア等における開発許可のイメージ



2.避難行動計画の策定

避難行動計画は和光市ホームページ【法人用】避難行動計画（Excel ファイル）を参考に作成してください。

詳細につきましては、建築課開発指導担当までお問い合わせください。

和光市広沢 1-5 市庁舎2階 和光市 建築課 開発指導担当 048-424-9136（直通）